

第十七条の十五中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第十七条の二十一中「家畜保健衛生所」を「農林水産事務所」に、「職員」を「職員で人事委員会の定めるもの」に改める。

第十七条の二十九並びに第十七条の五十五第一号及び第二号中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第十八条第一項第一号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十七条の十一の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

#### 青森県県税条例第十六号

#### 青森県県税条例等の一部を改正する条例

(青森県県税条例の一部改正)

第一条 青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項ただし書中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に、「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「、国民年金基金若しくは」に改め、

「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で法第一一十四条の三第一項ただし書に規定する政令で定めるもの」を加え、

る。

第五十七条の二第一項ただし書中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に、「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「、国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で法第七十二条の三第一項ただし書に規定する政令で定めるもの」を加え、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で法第七十二条の三第一項ただし書に規定する政令で定めるもの」を加える。

第七十六条の三第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「、国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する政令で定めるもの」を加え、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

附則第四条の三中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

附則第八条の二第一項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等（以下第四項まで）を「第三十七条の十第三項に規定する株式等（以下本項及び次項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本項及び次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第二項及び第四項）に改め、「を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」を削り、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」を「当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額」に、「本項」を「本項、次項及び第六項並びに次条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「当該株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡が」を「株式等の譲渡が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものと

して法附則第三十五条の二第二項に規定する政令で定める株式（租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）において同条第二項に規定する所有期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で）に、「株式の譲渡」を「証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。」に改め、同条第六項中「長期所有上場株式等」を「長期所有上場特定株式等」に改める。

附則第八条の二の三第二項各号中「附則第八条の二の三第一項」を「附則第八条の二の五第一項」に改め、同条を附則第八条の二の五とする。

附則第八条の二の二第一項中「前条」を「附則第八条の二」に改め、同条第二項中「前条第一項後段」を「附則第八条の二第一項後段」に、「前条第一項に」を「附則第八条の二第一項に」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定の適用がある場合における附則第八条の二第一項から第六項まで及び第八条の二の二第一項から第三項までの規定の適用については、附則第八条の二第一項並びに第八条の二の二第一項及び第二項中「計算した金額」であるのは、「計算した金額（附則第八条の二の四第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

附則第八条の二の二第四項中「前条第一項」を「附則第八条の二第一項」に改め、同条第五項中「前条第二項」を「附則第八条の二第二項」に、「次条第四項」を「附則第八条の二の四第四項」に改め、同条を附則第八条の二の四とする。

附則第八条の二の次に次の二条を加える。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第八条の二の二 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等（以下本項及び次項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして法附則第三十五条の二の二第一項に規定する政令で定めるものを含む。以下本項及び次項において同じ。）のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれら

の譲渡（次項の規定の適用を受けるものを除く。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として法附則第三十五条の二の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（以下本項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項の規定により読み替えられた同条第七項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・六に相当する額とする。

2 平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等が同条第二項に規定する長期所有上場株式等（以下本項において「長期所有上場株式等」という。）であるときは、当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として法附則第三十五条の二の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（以下本項及び次項において「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項の規定により読み替えられた同条第七項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一に相当する額とする。

3 前項の規定の適用を受ける長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前条第七項の規定の適用については、同項第一号中「附則第八条の二第一項」とあるのは、

「附則第八条の二第一項（附則第八条の二の二第一項又は第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第八条の二の三 県民税の所得割の納稅義務者について、法附則第三十五条の二の三第一項の規定の適用がある場合においては、当該納稅義務者の前三年内の各年に生じた同条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、附則第八条の二第一項後段の規定にかかわらず、法附則第三十五条の二の三第一項に規定する政令で定めるところにより、当該納稅義務者の附則第八条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における附則第八条の二第一項から第六項まで及び前条第一項から第三項までの規定の適用については、附則第八条の二第一項中「計算した金額〔〕とあるのは「計算した金額（附則第八条の二の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）と、前条第一項及び第二項中「計算した金額〔〕とあるのは「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。

（青森県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 青森県県税条例の一部を改正する条例（平成十一年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第一条中青森県県税条例第三十五条の二第一項ただし書、

第五十七条の二第一項ただし書、第七十六条の三第一項ただし書及び第二項並びに同条例附則第四条の三の改正規定は平成十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県県税条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第八条の二の二の規定は、所得割の納稅義務者が平成十五年一月一日以後に行う租稅特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十四号）第一条の規定による改正後の租稅特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号。次項において「改正後の租稅特別措置法」という。）第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち

同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る個人の県民税について適用する。

3 改正後の条例附則第八条の二の三の規定は、県民税の所得割の納稅義務者が平成十五年一月一日以後に行う改正後の租稅特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十三号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）附則第三十五条の一の三第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について適用する。

青森県建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月一十七日

青森県知事　木　守　男

#### 青森県条例第十七号

##### 青森県建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第十七号）の一部を次のよう改正する。

第一条中「第十二条の二第一項」の下に「及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十六号）

附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法（以下「旧法」という。）第十二条の二第一項」を加える。

第二条第六号中「法」を「旧法」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「同項第五号」を「同項第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 法第十二条の二第一項の規定による同項第八号に掲げる事業の登録を受けようとする者

建築物環境衛生総合管理業者登録手数料 四万五千円

第二条第四号中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第十二条の二第一項の規定による同項第六号に掲げる事業の登録を受けようとする者

建築物排水管清掃業者登録手数料 三万五千円

第二条第三号中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第十二条の二第一項の規定による同項第三号に掲げる事業の登録を受けようとする者

建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料 三万五千円

#### 附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県小規模水道規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

## 青森県小規模水道規制条例の一部を改正する条例

青森県小規模水道規制条例（昭和四十七年十二月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、「係る水道」の下に「、同条第六項に規定する専用水道」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

### 青森県条例第十九号

## 青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例（平成十三年十二月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録及び法第十二条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新の申請手数料」を「の規定による次に掲げる事務に係る手数料」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録に関する事務
- 二 法第十二条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新に関する事務

三 法第二十五条第一項の規定による第二種特定製品引取業者の登録に関する事務

四 法第二十八条において準用する法第十二条第一項の規定による第二種特定製品引取業者の登録の更新に関する事務

五 法第二十九条第一項の規定による第二種フロン類回収業者の登録に関する事務

六 法第三十三条第一項において準用する法第十二条第一項の規定による第二種フロン類回収業者の登録の更新に関する事務

第二条に次の四号を加える。

三 法第二十五条第一項の規定による第二種特定製品引取業者の登録を受けようとする者 第二種特定製品引取業者登録申請手数料 四千円

四 法第二十八条において準用する法第十二条第一項の規定による第二種特定製品引取業者の登録の更新を受けようとする者

第二種特定製品引取業者登録更新申請手数料 四千円

五 法第二十九条第一項の規定による第二種フロン類回収業者の登録を受けようとする者（法第三十二条第一項の規定による申出をして登録を受けようと/orする者を除く。） 第二種フロン類回収業者登録申請手数料 四千円

六 法第三十三条第一項において準用する法第十二条第一項の規定による第二種フロン類回収業者の登録の更新を受けようとする者

第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料 四千円

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事　木村守男

## 青森県条例第二十号

### 青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「及び法第十二条第一項」を「、法第十三条第一項」に改め、「利用の許可」の下に「及び法第十五条第一項の規定による温泉成分分析機関の登録」を加える。

第二条第二号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第三号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

四 法第十五条第一項の規定による温泉成分分析機関の登録を受けようとする者  
　　温泉成分分析機関登録申請手数料　　五万円

### 附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事　木村守男

### 青森県条例第二十一号

### 青森県県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例

青森県県民福祉プラザ条例（平成十年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

二百九十五円	五百九十円
二百五十五円	四百三十円

を

二百九十九円	八百八十円
二百九十九円	五百八十円

に、

百三十円	二百六十円
百三十円	二百六十円

を

百三十五円	二百七十円
百三十五円	二百七十円

に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

#### 青森県条例第二十二号

#### 青森県立保健大学条例の一部を改正する条例

青森県立保健大学条例（平成十年十二月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

青 森 県 知 事 木 村 守 男